

返還金制度について

許可番号 23-コ-300092

N D S ソリューション株式会社

採用決定者の退職に対する報酬の返還

採用決定者が入社を辞退した場合、または自己都合により退職した場合、あるいは当人の責に帰する事由により解雇された場合、報酬を下記の通り返還するものとする。ただし、採用決定者に明示した労働条件および雇用契約の内容が実際の労働条件や雇用契約の内容と異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

入社退職もしくは入社後 14 日以内に退職、解雇となった場合：報酬の 100%

入社後 3 か月以内に退職、解雇となった場合：報酬の 50%

なお、別途求人者と報酬の返還について取り決めた場合においては、その契約内容に準じて報酬の返還の返還を行うものとする。

以 上